

木造建築物耐震性能判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 木造建築物の耐震性能(診断・補強)に関して、専門的かつ総合的に検討することを目的として、(一社)埼玉県建築士事務所協会と(一社)埼玉建築設計監理協会共同で(以下それぞれ「事務協、設監協」という。)木造建築物耐震性能判定委員会(以下「木造判定会」又は「判定会」という。)を設置する。

(対象施設)

第2条 対象施設は、原則として埼玉県内の木造建築物のうち、耐震性能(診断・補強)を必要とするものとする。

(検討事項)

第3条 判定会は、次の掲げる事項について検討する。

- (1) 耐震診断の方法及び耐震補強性能の判定に関すること。
- (2) 耐震補強計画に関すること。
- (3) その他、耐震診断・耐震補強に必要なこと。

(構成)

第4条 判定会は、次の掲げる委員で構成する。

- | | |
|-------|------|
| 学識経験者 | 5名以上 |
| 事務協会員 | 2名以上 |
| 設監協会員 | 2名以上 |
- 2 耐震判定委員会の委員数は、委員長を含め5名以上であること
 - 3 耐震判定委員会の委員構成は、第三者性が保たれ、設置者の意向に関せず公正に判定の判断がされるものとし、原則として外部の学識経験者及び外部の実務経験者等の占める構成比が過半であること。

(耐震判定委員会における留意事項)

第5条 耐震判定委員会の判定については、委員の合議により決定するものであること。

- 2 委員が自ら若しくは委員が所属する法人等が関わった案件については、委員は当該案件の審議には加わらないものであること。

(委員の任期)

第6条 前条第1項の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(委員長)

第7条 判定会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、判定会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 判定会は、委員長が招集する。

- 2 判定会は、委員のうち学識経験者が2名以上、及び協会委員2名以上の出席がなければ会議を開催することができない。
- 3 委員長は、必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 判定会の庶務は、事務協・設監協の事務局が持回りで担当する。

- 2 判定会資料の検討のため、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置する。
- 3 WGは協会委員2名以上で構成し、判定資料の事前確認をする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、判定会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月から施行する。

改 訂

この要綱は、平成26年2月1日改訂する

この要綱は、平成26年4月1日改訂する